

家畜共済診療点数表改定の経過

- 1 家畜共済診療点数表については、家畜共済の共済掛金標準率の改定に併せ、3年ごとに改定を行うこととしている。

現行家畜共済診療点数表（平成23年度から適用）については、平成23年3月24日付け農林水産省告示第648号をもって改定したものである。
- 2 当該改定にあたっては、平成23年1月25日付け22経営第5636号農林水産大臣諮問において、家畜共済診療点数表（案）に対する意見を食料・農業・農村政策審議会に求めたところ、平成23年2月8日付け22食農審第61号食料・農業・農村政策審議会答申において、「再診」の適用変更の判断材料とするため、一診療期間中の診療における診療行為の占める割合がどの程度であるか調査すること等を条件として適当と認められた。
- 3 このため、家畜共済診療点数表改定のための資料を得ることを目的として、都道府県の家畜診療所及び開業等診療施設へ、毎年、実施している「病傷給付適正化のための家畜診療実態調査」（以下「実態調査」という。）に合わせ、食料・農業・農村政策審議会答申において調査をすることとされた事項についても調査を実施したところである。
- 4 当該実態調査結果に基づき、食料・農業・農村政策審議会答申において調査をすることとされた事項、種別及び備考の見直し等に関し診療実態、意見等を取りまとめたものが資料5－1から6－4までの調査結果及び検討表である。
- 5 なお、改定される家畜共済診療点数表は平成26年度から適用することとしている。